

○総務省令第七十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十六日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ・ホ 略〕

～ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するP H S用設備（第二十七条の四第二号□並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「P H S用設備」という。）

〔ト 略〕

〔三 略〕
(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事

業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

〔一・三 略〕

四 携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ トライピックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験に関する説明書

二 その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合につては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

四の二 P H S用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

〔説明書〕

イ 第二号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

ロ トライピックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合につては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

は、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔五・十一 略〕

改 正 前

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 「同上」

〔一 同上〕

二 「同上」

〔イ・ホ 同上〕

～ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するP H S用設備（第二十七条の四第二号□並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号の二において単に「P H S用設備」という。）

〔ト 同上〕

〔三 同上〕

〔事業用電気通信設備の自己確認の届出〕

第二十七条の五 「同上」

〔一・三 同上〕

四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はP H S用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合につては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔新設〕

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口及びハに掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の五 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の六 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の七 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の八 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二の十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

「イ 略」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 略」

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備

次に掲げる書類

設備又はPHS用設備

「イ 同上」

口 第四号口に掲げる書類

「ハ・ニ 同上」

「新設」

〔十三・十四 同上〕

〔二 同上〕

〔二十九条 同上〕

〔一・二 同上〕

〔三 同上〕

〔イヽリ 同上〕

〔新設〕

〔四 同上〕

〔五 当該管理規程の見直しに関する事項〕

当該管理規程の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

当該管理規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、

評価及び見直しに関すること。

ハイ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該管理規程の見直しに關すること。

〔2 「六 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔2 「六 同上」

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第二条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「
対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>第八条の二の二 携帯電話用設備及び特定携帯電話用設備のうち、電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定により告示した設備は、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験を実施し、前条第一項及び第二項に掲げる措置の実効性を確保しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十四条第一項又は第三項の規定により届け出ている管理規程について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から令和六年一月三十一日までに同条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

第三条 この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供している事業用電気通信設備については、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和六年一月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。